

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第7号

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号を削り、第19号を第16号とし、第20号を第17号とし、第21号を第18号とし、第22号を削り、第23号を第19号とし、第24号及び第25号を削り、第26号を第20号とし、第27号から第29号までを6号ずつ繰り上げ、同条同項に次の2号を加える。

(24) 地方税共同機構

(25) 一般財団法人救急振興財団

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)